

20. 船舶登録測度業務の現況

登録測度業務は、船舶法に基づく総トン数20トン以上の船舶の登録及び船舶国籍証書の交付、船舶のトン数に関する法律に基づくトン数の測度及び国際トン数証書等の作成交付、船舶のトン数に関する証書交付規則に基づく各種トン数計算書の作成交付、海上運送法施行規則第35条の総トン数等計算書の作成及び謄本の交付等にかかるもので、本局及び6運輸支局（福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）、3海事事務所（若松、佐世保、下関）において業務を行っている。

管内における登録船舶の状況は、令和2年12月末現在、1,164隻、1,478,952総トンとなり、対全国比では、隻数で16.6%、総トン数で5.4%となっている。前年末の状況に比べると、隻数は横ばいで、総トン数では51,040総トン（3.5%）の減少となった。

また、平成28年末に比べると隻数で、23隻（1.9%）の減少、総トン数では319,062トン（27.5%）の増加となっている。

なお、管内の在籍船の大半は、1,000トン未満の船舶で占められており、1隻あたりの総トン数は1,271トンと全国平均の3,908トンに比べると大きく下回っている。

登録船舶を用途別にみると、一般貨物船269隻（23.1%）172,547トン（11.7%）、漁船186隻（16.0%）41,584トン（2.8%）、フェリー（一般旅客船を含む）155隻（13.3%）204,845トン（13.9%）、油槽船120隻（10.3%）172,050トン（11.6%）、砂利船60隻（5.2%）39,110トン（2.6%）、その他374隻（32.1%）848,816トン（57.4%）となっている。